|  |
| --- |
| 資料３ |

**令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務**

**企画コンペ提案審査要領**

この企画コンペ提案審査要領は、村田町（以下「町」という。）が実施する令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために実施する企画コンペの提案審査について必要な事項を定めるものである。

**１ 審査機関**

(1) 本業務に係る企画コンペの提案審査は、令和７年度 村田町町制施行130周年記念・町村合併70周年記念ＰＲ動画制作及び広告配信業務委託に係る企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。

(2) 審査委員会は、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）から提出された企

画提案書等について、下記の「２ 審査基準」に基づき審査を行うものとする。

**２ 審査基準**

配点は100 点満点とし、審査項目及び項目別の配点は次のとおりとする。



**３ 審査方法**

(1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等に基づいて行う。

(2) 審査委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目毎に評価・評点を行い、委員毎に

上位３社まで順位点（１位＝５点、２位＝３点、３位＝１点）を付し、それを審査委員会

で合計した総得点により順位をつけるものとする。

なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票

が同数の場合には、審査委員会において合議のうえ総合順位を決定するものとする。

(3) 参加者が１者のみの場合においても、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を

実施し、本業務を委託することの適否を評価するものとする。

この場合の審査方法は、各委員の採点の合計点（700 点）中、350 点を最低基準点とし、

最低基準点以上の点数を得られなかったときは、委託候補者に選定しないものとする。

**４ 委託候補者の決定**

町は、審査委員会の審査結果を参考に、委託候補者を決定する。

**５ 審査結果の通知及び公表**

町は、委託候補者を決定した後、速やかに参加者に審査結果を文書で通知するとともに、

村田町ホームぺージで公表する。